

令和4年度 七戸町建設業者工事施工能力審査規則第9条に規定する等級別格付基準

1 工事発注基準

等級	土木一式工事	建築一式工事	その他の建設工事
A級	1,500万円以上	1,500万円以上	1,000万円以上
B級	500万円以上1,500万円未満	500万円以上1,500万円未満	500万円以上1,000万円未満
C級	500万円未満	500万円未満	500万円未満

注 業者選定にあたっては、等級のみならず工事の規模、内容及び技術的要素等十分考慮し選定するものとする。

2 等級格付基準

◆土木一式工事

等級	総合評定値(P) <sup>注1</sup>	技術職員数 <sup>注2</sup>
A級	720点以上	6人以上(1級を2人以上有すること)
B級	600点以上720点未満	3人以上
C級	600点未満	—

◆建築一式工事

等級	総合評定値(P) <sup>注1</sup>	技術職員数 <sup>注2</sup>
A級	720点以上	5人以上(1級を2人以上有すること)
B級	600点以上720点未満	3人以上
C級	600点未満	—

◆舗装工事

等級	総合評定値(P) <sup>注1</sup>
A級	720点以上
B級	600点以上720点未満
C級	600点未満

◆その他の工事

等級	総合評定値(P) <sup>注1</sup>
A級	670点以上
B級	500点以上670点未満
C級	500点未満

注1 総合評定値(P):経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書(以下「総合評定通知書」という。)に記載されている総合評定通知(P)とする。

注2 技術職員数:総合評定通知書に記載されている技術職員数とする。ただし、技術職員調書が添付されている場合はその職員数とする。

注3 ランク付けは、上記表の総合評定値、技術職員(土木・建築のみ)の条件を全て満たすものとする。

3 等級運用基準

- (1) 総合評定通知書における完成工事高が0の場合は、格付基準によらずC級とする。
- (2) 前回(R3.5.1)以降、新規に登録する業種についてはC級とし、また前回より等級が上がる場合は、1ランクを限度とする。

注 (2)は町内業者のみに適用する。